

発議第3号「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」
についての反対討論 当日原稿

2022年12月14日 福島かずえ

日本共産党宮城県議会議員団の福島かずえです。会派を代表し、発議第3号議案「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

この条例は、人事委員会によって、特別職職員の期末手当を0、05月（つき）分引き上げる勧告が行われたことにあわせて、県議会議員の期末手当を特別職と同様に0.05月分引き上げるものです。

県議会議員は自らの報酬を自らの議決によって決めることができるという権限を持っています。だからこそ、その権限の行使にあたっては、県民の暮らしの実態や県民の受け止めなどを十分に考慮し、慎重な判断が求められています。

今議会には、一般職の給与に関する条例の改正内容に、55歳を超える職員の見給がこれまでは、標準の勤務成績でも2号俸見給していたのが、標準では見給しないことになるなど、抑制される内容が盛り込まれています。子どもの教育費がかさむ年齢になってからの見給抑制は家計に打撃をあたえ、年金計算にも影響し、退職後の生活設計の変更が伴います。

また、コロナ禍とウクライナ危機、異常円安のため、かつてない物価高騰に襲われ、県民生活は年の瀬を迎え、厳しさを増すばかりです。

そういう時に、議員の期末手当引き上げを認め、賛同することはできかねると申し上げ、反対いたします。

なお、私たち共産党県議会議員団は反対した今回の期末手当引き上げ分も前回引き上げ時と同様に、議員を勇退などした時に、宮城県に寄付して有効に活用してもらおうと積み立てる予定です。

以上で、反対討論といたします。